

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年8月27日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

#### 香川県公安委員会規則第8号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則の一部を改正する規則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第5号中「㊟」及び備考3を削り、備考4を備考3とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。